

平成 25 年度浦安市青少年問題協議会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 1 月 30 日（木）午後 2 時～午後 3 時 58 分

2. 開催場所 消防庁舎多目的ホール

3. 出席者

（委員）松崎秀樹会長、西山幸男委員、中村健委員、金子昇委員、米本慎一委員、石川豪三委員、小比類巻勲委員、黒田江美子委員、大野宏尚委員、杉山かおる委員、江澤勇一委員、田中俊介委員、富山勝夫委員、奥村千佳委員、永井通委員、上野菊良委員、杉山幸子委員

（説明者及び事務局）青少年センター 齋藤所長

浦安警察署生活安全課 平野課長

学生防犯委員会 V5 五十嵐、守屋、川口、大塚防犯課長、熊川係長
仁科主事

指導課 小澤課長、三橋主幹

教育政策課 鈴木課長

こども部 石井次長 青少年課 岡部課長、岩井補佐、飯塚副主査、
並木副主査、丸山主事

4. 次第

（1）会長挨拶

みなさん、こんにちは。新年早々の月末の中お集まりいただきありがとうございます。平成 25 年度の青少年問題協議会でございますが、今日は事務局が皆さん方の意見が出やすいようにだいぶ工夫をされたと、果たしてその成果が出るか楽しみでございますが、私にとりまして青少年問題は少子化の一言につきるが、今これからの時代を担う子どもたちが、大変な情報化の中で右往左往しているような姿を散見していますが、今日は具体的なデータのもとで皆さん方の真摯なまた熱心なご意見がいただけると思っていますので、これからの浦安に少しでも意見が反映するよう担当も頑張っていくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（2）議題

1) 副会長選出

2) 平成 25 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について・・・資料 1

3) 平成 25 年度浦安市における少年の犯罪状況について・・・資料 2

4) 学生防犯委員会 V5 活動事例紹介・・・資料 3

5) いじめ防止対策推進法と対応について・・・資料 4

6) 子どもたちの休日における活動の実態について・・・資料5

5. 議事の概要

* 条例7条の規定により、会長である松崎秀樹市長が議長となり、議事を進行した。

(1) 副会長の選出

副会長については、委員の互選により、中村委員が副会長に指名された。

(2) 議題(2)から(6)について、各担当者より資料またはパワーポイントに基づき説明し、それぞれ質疑応答があった。

6. 会議の経過

(2) 平成25年度浦安市青少年センター補導・相談状況について

青少年センターから配付資料1(1ページ～6ページ)について説明があり、その後質疑応答に入った。

私の方からは平成25年度街頭補導また青少年相談を通した市内の青少年の状況について説明していきたい。資料はお手元の資料の1ページから6ページになる。

まず、最初に補導活動を通しての状況になるが、平成25年度4月～12月までの補導の人数は521人で前年度同期670人から149人減少となっている。怠学が79人から15人、喫煙が35人から11人、また自転車の交通ルール違反が大半を占めるその他が80人から44人と前年度は増加傾向にあった問題が減少し、全体の補導延件数が減少の要因となったものと考えられる。高校生が多く、全体の78.5%を占めている。次いで中学生、大学生等、小学生と続いている。行為別の補導延人数は自転車の二人乗りが430人と最も多く、全体の82.5%を占め、前年度同期435人から5人減少している。

25年度は特定の学校と年度初めに個別に協議し、連携強化を図ってきた。指導・補導活動を推進した結果、11月以降補導件数に減少が見られるようになった。特定の学校においても交通指導や校門指導、またマナー指導等を通して服装等もずいぶん改善され、生徒たちにも落ち着きを感じられるようになった。またその後も引き続き、学校や警察と連携を図りながら、特に自転車二人乗りの多い時間帯や問題行動の多い時間帯に重点をおいて活動してきたが、依然として自転車の二人乗りは多い状況である。今後は自転車の死亡事故も発生していることからさらに警察や学校、関係課と連携した取り組みが必要と考えている。

続いて、青少年相談を通した子どもたちの状況についてだが、平成25年度4月～12月、71件の相談案件を受理した。相談回数は320回のうち電話相談が174回、来所相談が146回あった。相談案件数は前年度から3件と微動だが増えている。相談回数全体としては301回から320回と19回の件数の増加が見られるが、来所相談の増加が相談回数の増加要因として考えられる。また、そのうち中学生が最も多く、次いで高校生、小学生、大学等、無職少年と続いている。

内容別の相談案件は家庭・自分自身が最も多く 33 件、学校 22 件、問題行動の 10 件となっている。最も多い家庭・自分自身の内訳としては家族関係が 12 件、身体・性、性格が 6 件、精神的不調 5 件、ひきこもり 3 件、その他 1 件となっている。

相談対象者の性別では、男子が 45 人と女子よりも多くなっている。

相談者別に相談回数を見ると本人が 54 回、父親が 10 回、母親が 170 回と圧倒的に母親が多い。その他として祖父母やスクールカウンセラー、こども家庭支援センターの職員からの相談もあった。

相談の特徴として、子どもの問題行動の背後に家族関係、または夫婦関係が影響していると思われるケース、母親が子育てに関して周りに相談できる人がいない、孤立した状況の中で対応に苦慮しているケースが多く見られた。また学校の中で起こっている問題よりも家庭の中で起きていることや本人自身の問題についての相談が多く見られる。相談の中には学校に連絡してほしいという方も多く、学校と連携を図る一方で、独立した相談機関としての役割や高校生や大学生等の義務教育を終えた方々の受け皿としての役割を青少年センターの相談窓口は担っているものと考えている。今後はさらに市民のみなさんに相談窓口の周知に努めていきたい。細かな数字については別紙の資料を見てほしい。

(委員) 24 年度から 25 年度になり、迷惑行為が 0 から 9 件になっているが、具体例的にはどのようなことか。

(青少年センター) 迷惑行為とはほとんど騒いでいる状況、近隣は静かな住宅街や公園のため、騒いで、非常にうるさい状況を迷惑行為にしている。

(委員) 自転車のルール違反が非常に多い。いろいろなところの取り組みで少しずつ減少してきているが、まだ、件数は多い。特に子どもたちがルールを守らない陰に大人がルールを守っていないとの指摘があり、補導員の活動をしていてもそのような状況が多々ある。警察の方でも大人の交通違反については積極的な指導、取り締まりをお願いしたい。

(浦安警察署) 自転車の利用者は非常に多く、自転車同士の事故も多い。交通マナーを守らせるのは承知している。街頭における指導を徹底していきたい。

(委員) 資料の現状と傾向の記載の中で効果が表れた例として、特定の学校協議・連携の強化とあるが、特定の学校、具体的にどのような内容か教えていただきたい。

(青少年センター) 年度初めに生徒指導、教頭先生等を含めてどのような対応をとっていくのか協議をしてきた。青少年センターとしても協力できる部分、市の取り組み等に学校が参加できる体制づくりをとってきた。

(委員) わかりました。

(3) 平成 25 年度浦安市における少年の犯罪状況について

浦安警察署から、配付資料 2 について説明があり、その後質疑応答に入った。

平成 25 年度浦安市における少年の犯罪状況について資料に沿って説明する。資料については昨年の 25 年中の非行少年の検挙状況で千葉県全体と浦安警察署管内で記載している。警察の犯罪統計は署ごとの集計となっており、昨年 1 年分の集計で、数値については暫定値となっている。

まず、初めに非行少年等の検挙・補導人員についてだが、非行少年は警察に検挙された少年の数、千葉県全体では昨年は 3,002 人で 24 年度と比較して△407 人、浦安警察署管内では 127 人で 24 年度と比較して△43 人といずれも大幅に減少している。

非行少年については、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に区分けされる。

犯罪少年とは 14 歳以上 20 歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年のことで刑法に規定されている万引き、自転車泥棒などの窃盗の刑法犯と銃刀法、軽犯罪法になどの特別法犯などにさらに分類される。当署管内では特別法犯は 4 人の検挙となっている。内訳は公園で火遊びをしていた少年 2 人の検挙と千葉県青少年育成条例違反、少年が少女を深夜、連れまわしていたことで 2 人を検挙している。

触法少年は 14 歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年のことで、千葉県全体では減少しており、当署管内では検挙がない。

ぐ犯少年とは、少年がその性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年のことで、わかりやすい事例を挙げると、暴力団員とつきあいのある少年、自宅に帰らず、不良仲間と遊び歩いているような少年、やはり千葉県全体では減少しており、当署管内での検挙はない。

不良行為少年とは、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年のことで、簡単に言えば警察によって補導された少年のことで千葉県全体では昨年に比べて 9,015 人も大幅に減少している。浦安警察署管内では 557 人で一昨年に比べ 21 人の増加となっている。この人数について、増加はしているが、補導については逆に考えれば、多くの少年に対して生活指導等することができた、悪いことをする前に未然に防止をしたといえるので、増加についてはいいことだと考えている。

次に非行少年の検挙状況・窃盗手口構成比について説明する。左の棒グラフは千葉県全体の平成 20 年からの非行少年の検挙人員の推移で、平成 22 年に若干の増加があるものの年々減少している。右の円グラフについては、当署管内の検挙状況を円グラフにしたものである。

非行少年で検挙された 127 人のうち、91 人、約 74%が窃盗犯での検挙であり、さらに 91 人の中の 83 人、91%が万引きで占めている。ちなみに万引き 83 人の内訳は、浦安市に居住の少年は 8 人、他県及び市外の少年は 75 人となっている。

次に主な特徴点について説明する。一つめの特徴として、成人を含めた刑法犯検挙人員の千葉県全体における少年の割合は 23.1%、浦安警察署管内では、27.3%となり、全国平均よりは上回っている状況である。

二つめの特徴として、県内全体の少年の凶悪犯は36人、強盗で検挙されたのが26人である。浦安警察署管内において粗暴犯で検挙された少年は12人で、前年度と比較すると4人の増加となっている。

三つめの特徴としては、県内の少年の窃盗犯は1,507人で対前年比、10%の減少となっている。うち万引きが914人で割合は窃盗犯全体の60%と高い割合を占めている。浦安警察署管内では万引きが83人と窃盗犯の91%を占めているが、数的にはマイナス13人と減少している。

最後になるが、平成25年中の浦安警察署管内の犯罪情勢について話す。昨年1年間の刑法犯認知件数は2,492件で、一昨年度と比較して207件のマイナス。各関係機関、各自治会の方が様々な防犯活動をしていただいた成果がここにきて表れてきているのではないかと。

ところが、逆に増えてきている問題もある。取締りの重点に掲げている振り込め詐欺について、昨年は22件発生、被害総額は約3,400万、今年は既に4件発生、被害総額は2,200万、歯止めがかからない状況である。犯罪の抑止については、どのようなことが抑止につながるのか難しいところがあるが、特効薬はない、できることからひとつずつ取り組んでいきたいので、引き続き関係機関のご理解とご協力をいただきたい。

(委員) 非行少年の欄、浦安が127件で、実際に127件と県の3,002件で比べると浦安の件数の方が非常に多いようだ。今の説明だと、ディズニーランドの中で起きている問題が非常に多い部分で、この推移表をみていくと、非常にわかりにくいので、わかりやすく改善していただけるとよい。

(浦安警察署) 万引きの83人のうち、他市民が75人、このことを言っているのではないかと。統計的に犯罪の発生地で統計がなされるので、なかなか難しいところではあるが、手集計で75と出した。昨年もこのところが問題になり、あえて手集計で数を出したので、この点を理解してほしい。

(委員) 不良行為少年について、浦安警察署管内、平成25年557名、24年536名と説明があったが、先程同じような内容の青少年センターのほうでは、減少傾向にあるとのことだと、逆の数値がでてきている状況があるが、何か時間的な問題なのか、それとも特定の学校との協議で大きな効果があったのかどうか。

(浦安警察署) 補導の対象について、気をつけなければならないことがある。まず、二人乗りは、警察的には、補導の対象にしていない。深夜徘徊、飲酒、酒をのんでいる、喫煙をしている、煙草を持っていた少年が補導の対象になっている点が、若干ずれが生じているのではないかと。

(委員) 警察だけでなく、センターの補導の時間帯、たぶん警察の補導の時間帯が違うので、パーセント、人数も24年と25年で違ってくると思うが、この傾向でセンターは減少傾向にあり、警察が逆に増えている状況がある。時間が深夜の徘徊、怠学、喫煙、飲酒、たむろの時間がだんだん子どもたちの深夜帯になってきているのか、そういうずれ

があるのか、警察の夜の補導が多くなったという傾向があるのか。

(浦安警察署) 24年から24時間の補導を行っている。数が増えた理由としては、年末は特に生活安全課が主体となり、少年の補導活動を強化して行ったので、それも若干数の変動があったかもしれない。

(青少年センター) 警察の方とは時間帯がずれている。青少年センターが一番遅くても21時少し過ぎまでのパトロールになる。それ以降については警察の方の補導対象になるので、時間的ずれは大きい。

(会長) 自転車は自治会回っても老人クラブ回ってもスピードの出し過ぎで、先日も事故があり、5,000万近い損害賠償を請求されたが、無灯火もからんでくるかもしれないが、昼間でもかなりの猛スピードですり抜けてくと聞くと、補導とか指導はしているのか。

(委員) 基本的に二人乗りはあきらかに違反なので、青少年センターで補導の対象にしている。通常での大人の方を含め、子どもがスピードを出して走ったら、子どもたちについて声かけはする。大人については、青少年センターではなかなか声かけができない。

(会長) 中・高校生について言われる。すべての老人クラブからは危なくて、怖くてとの声を聞く、どこかで検討しないとイケないのではないのか。

(委員) 危険な行為、危険な自転車の乗り方については積極的に補導対象にしていくことが必要。

(委員) 補導員で実際に補導活動をしているが、補導時間内に交通ルールを守らない人には大人でも子どもでも声をかけるようにしている。例えば、無灯火の場合、大人か子どもかわからないが、ライトお願いしますとお願いをする。また、ルール違反の人に対しても声かけをする。

(4) 学生防犯委員会V5活動事例紹介

学生防犯委員会V5から、パワーポイントを使用しながら、配付資料3(1ページ~20ページ)について、説明があり、その後質疑応答に入った。

浦安市学生防犯委員会V5の活動拠点である浦安市の犯罪概要を見ると、平成16年浦安市は非常に多くの犯罪が発生していたため、この年の11月に浦安市防犯協会からの呼びかけを受け、浦安市を犯罪のない明るい街にするために学生も地域の一員として、何かお手伝いできないかとの思いから浦安市学生防犯委員会V5が設立された。

構成メンバーは浦安市内の全高校・全大学の全ての学生で構成されている。

学生防犯委員会V5の活動は自主事業として行う自転車盗難防止活動、市内で発生する身近な犯罪を抑止するための啓発活動、学生防犯委員会V5のPR活動、その他、関係団体が行う防犯活動等への協力である。

当初、行った活動は、自転車盗難の撲滅を目指し、ワイヤー錠の施錠を呼びかけながらチラシの配布であった。

平成24年度の活動内容について、代表的な活動を写真とともに紹介する。

6月8日に自転車盗難防止キャンペーンをJR京葉線新浦安駅前広場で自転車盗難の撲滅を目指し、市役所・浦安警察署とチラシの配布を実施した。

次に7月13日夏季防犯キャンペーン、11月3日に自主事業である「自転車盗難ゼロ計画」自転車盗難防止キャンペーンを明海大学学園祭会場で自転車盗難ゼロ計画の一環として、ワイヤー錠の装着の向上を目的とした周知活動とV5のPRを実施した。学生防犯委員会V5 216名、浦安警察署6名、市役所8名の合計230名が参加し、ポケットティッシュ2,500個とワイヤー錠300個を配布した。

12月14日には、「自転車盗難ゼロ計画」緊急自転車盗難撲滅駅前キャンペーンを新浦安駅前周辺及び浦安駅前周辺でこの年自転車盗難が増加したことから年末に向けて自転車盗の犯罪抑止活動の一環として、駅前周辺でチラシ・ティッシュの配布や自転車ワイヤー錠の配布を行った。

この他に防犯ボランティア交流大会で事例発表や千葉県ヤング防犯ボランティア交流大会に参加し、事例発表や情報交換を行い、防犯ボランティア活動の理解とレベルアップを図った。

平成25年度の事業計画については、お手元の資料で確認してほしい。

V5の活動の基本は社会のルールを守っていこうとする社会規範意識の啓発である。

これからも浦安市の一員として、安全で安心して暮らせる「まちづくり」のお手伝いをする 것과防犯活動を行うことがいかに素晴らしいことか感じている。

V5の活動の基本は社会のルールを守っていこうという規範意識の啓発です。次に行政の方々、警察の方々、他の学校の仲間たちと協力して活動するという人間関係、そして活動自体が社会をより良くするという社会貢献であると思うのです。V5の活動はまさに私たち若い世代にしっかりと社会性を学ばせてくれる活動だと思うのです。

最後にこのような活動の場を支えていただいた警察の方々、浦安市の方々に深く感謝いたします。ご清聴ありがとうございました。

(会長) 先生の方からはどうですか。

(先生) 浦安高校は県立高校でありながら、浦安市の方々から非常に注目され、いろいろな支援をいただいている。ものすごい数の高校生、学生がいるのに気がついたと思う。生徒たちは浦安市からの呼びかけでもものすごい人数の生徒が活動に参加しているが、そのたびに生徒たちが成長しているのを感じている。これから、生徒たちの力でお手伝いできればと思っている。

(委員) 素晴らしい発表ありがとう。とても頼もしい限り。構成メンバー、浦安市内の全高校、全大学のすべての学生で組織するというのがとてもよい。

日常的に校内で横のひろがりを考えているのか教えていただきたい。

(先生) V5以外にも浦安高校の生徒はボランティア活動にとっても多く参加している。社会貢献しようとする意識の表れ。V5は大きなプロジェクトなので、他の学校の生徒も多く

参加しているが、その生徒が他のボランティアに参加しているかはわからない。

学校の中でいろいろ呼びかけをすると募集以上に多くの生徒が参加してくれるが、ボランティアに対してどのような意識をもっているのか生徒に聞いてみる。

(V5) 去年からボランティアに参加しているが、校舎内での決まったことを守ることが社会貢献につながると思う。ボランティア活動に参加することによって自分の中の考えも変えてより社会人に近い高校生を作っていく、将来に向けても恥ずかしくない高校生になれるような校則とかボランティア活動があるので、浦安高校に入学できてよかったと思っている。

(委員) 要望ですが、今後の活動の中にできれば、中学校を訪問して伝えていただくとか、または小学生へ伝えていただく機会を入れていただくと、あこがれの存在として、小中学生がそれに続いていくのではないかと、要望としてお願いします。

(委員) V5 のみなさん、確かに発表を聞いていてすばらしいなと感心した。警察の方にお尋ねすることになるかもしれないが、自転車の盗難の関係というのは、一番効果的な部分は二重ロックだと言われている。V5 のみなさんもいろいろな形で施錠の関係とか周知とかしているが、このようなことによって、無施錠とか二重ロックしていないために盗難にあった率が下がっているのかどうかを警察や他では把握しているのかどうか。

(浦安警察署) 先程、V5 の説明の中で、自転車盗難が 920 件の発生があるといっていたが、去年は 821 件の発生で、比べて 105 件という大幅なマイナスの数値になった。去年の犯罪は減少しており、減少の大きな要因でもある。ただ、まだまだ高い割合を占めているので、V5 をバックアップし、引き続き連携をとっていきたい。割合としては、手持ちの数ではないが、盗まれる自転車の 80%位は無施錠が非常に多いと感じている。V5 とともに駅前二重ロックをしてもらうための推進をしている。警察の方で委託しているガードマンに無施錠の自転車がどれだけあるか集計をしながら分析している。

無施錠は被害自体は多いが減ったかどうか手元の集計はない。

(会長) 顧問の先生を始め、今の浦高生はいろんな意味で浦安市内にボランティアに出てきてくれている。全員文系もスポーツも何かしら入っていて、本当に生まれ変わったし、誇りをもっているというので、もう一度応援の拍手をお願いしたい。

(5) いじめ防止対策推進法と対応について

指導課から説明に入る前に NHK 首都圏ニュースで紹介された浦安中学校の取り組みの DVD を視聴した後、配付資料 4 について説明があり、その後質疑応答に入った。

いじめ防止対策推進法と対応について説明する前に、まず、映像をみていただきたい。映像は平成 24 年 11 月 22 日に NHK 首都圏ニュースで紹介された浦安中学校の取り組みである。浦安中学校ではいじめの発見、いじめの防止、抑止を目標に、月 2 回の割合でアンケートを実施して、早期発見、早期解決に向けて取り組んでいる。

DVD を視聴。

浦安中学校の取り組みをみてもらった。市内の小中学校すべてにおいて、回数の差はあっても、同様のアンケートを実施していじめの防止の早期発見に取り組んでいる。

まず、いじめ防止対策推進法の概要についてだが、これまでの経緯としては、平成 24 年 7 月に滋賀県大津市の自殺事案について報道があり、翌 25 年 2 月には教育再生実行会議第 1 次提言として、社会総がかりでいじめに対峙する、学校の取り組みを社会全体で支えるという宣言がなされた。そして、いじめ防止対策推進法が成立し、6 月 21 日に公布、9 月 28 日に施行されている。

その推進法については、後ろに資料として添付してある。

推進法の主な内容としては、この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えること、また生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、国や地方公共団体などの責任を明らかにしていじめ防止を推進することを目的にしている。

いじめの定義は、資料に示してあるが、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と示されている。心理的、物理的な「攻撃」ではなく、「影響」を与える行為であることやいじめられた側の判断、苦痛を感じているかを尊重していること。またインターネットを通じて行われるものを含むとあえて付記しているところにも、いじめとしてとらえる範囲の広さが伺える。

また、対策についての内容には国が実施する施策、地方公共団体が実施する施策、学校が実施する施策、重大事態への対処が明記されている。いずれも組織的な対策として基本方針の策定、いじめの防止等のための組織等を求めている。

次にいじめの現状について概略を話す。資料の 2 ページになる。いじめはどの子にも起きうる。いじめがあったらということではなく、いじめは起きるものと考えていかなければならない。被害、加害、両方を含めると 9 割の児童生徒が経験者であるという。ちなみに浦安市の平成 24 年度のいじめの認知件数は小学校で 2,362 件、中学校で 363 件になっているが、その 96.7%が解消しているところである。そのような中、学校が実施すべき事項は (3) にあるように義務として定められている。一つ目は学校いじめ防止基本方針を策定すること。二つ目は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を作ること。三つ目としていじめ防止等に関する措置を講ずること。地方公共団体が実施すべきことは努力義務として (4) のように示されている。地域基本方針の策定、いじめ問題対策連絡協議会の設置、教育委員会の附属機関の設置、地方公共団体が実施すべき施策の策定である。

今後の教育委員会の取り組みだが、まず学校が実施すべきことについては、既に各学校に依頼しており、3 月中には学校の基本方針が策定され、4 月からはそれに基づいてスタートする予定である。今までも生徒指導計画等を各学校で作成し実践している内容を推進法や文部科学省の基本方針を参酌して策定する。

また、現在、千葉県は全国に先駆けて 2 月の県議会で「いじめ防止条例」として上程の

予定がある。これも後ろに一部資料として添付してある。

浦安市の基本方針については、県の基本方針成立後、国の方針等も参酌し条例等作成について検討したいと考えている。また、同様に浦安市いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会の附属機関の設置についても新年度に準備委員会等を設置し、検討したいと考えている。いろいろとご協力いただくこともあろうかと思うが、よろしくお願ひしたい。

(委員) 具体的ないじめの件数は出ていないが、実際には相当な件数があるかと思うが、このようないじめの件数の中で、今はインターネット、ネットいじめみたいな部分の件数はあるのかどうか。

(指導課長) いじめの中身とのことですが、先程示した浦安市の中でいくと、一番多いのがひやかしとからかい、その次に無視をされた、というようなことが続いている。今ご指摘があったインターネットを通じてのものというものもあるが、小学校ではその件数の1.3%、中学校では6.4%がインターネットを通じての誹謗・中傷が数字として表れている。

(委員) 96.7%が解消ということだが、まだ残りがまだ継続しているとの考え方でよいのかどうか。

(指導課長) 96.7%が解消ということは、残り3%位はどうなっているのかということになるが、そこは年度ごとの統計上のことなので、引き続き年度をまたいで指導を進めている。その中で解決していくことで解消の数がさらに増えていくことになる。

(6) 子どもたちの休日における活動の実態について

教育政策課から配付資料5並びに当日配付資料について説明があり、その後質疑応答に入った。

土曜日等における授業の実施に関する事として本市の児童生徒の週休日の活動状況について説明する。

まず初めに学校週5日制が導入された経緯・背景について説明する。当時文部科学省は平成4年2月学校週5日を検討してきた。社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査・研究・級力者会議の提言を受け、省令を改正し、その年の9月12日の土曜日より月1回の土曜日を休業日とした。背景については、労働時間の短縮、企業における週休2日制の普及といった大きな社会情勢、ゆとりある生活、本当の豊かさの追求といったものがあり、労働時間を年間1,800時間に短縮すること、91年度の実績では、日本では2,008時間、完全週5日制普及促進のため、週40時間労働制へ移行することで時代の大きな流れが背景にあった。我が国においては、近代学校制度が整った明治時代、一世紀続いた学校6日制の幕が閉じられた。

1の学校週5日制については、基本理念「学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担をしながら社会全体で子どもを育てる」という基本理念のもと、月1回から月2回と段階

を経て平成14年4月から完全学校週5日制が実施された。

次に、本市の幼児・児童・生徒は、週休日にどのような活動をしているか、実態を紹介する。皆さまには、本日お手元の資料を追加したが、そこにあるのは、すべての活動ではなく、それぞれの領域の一部のみ具体的な資料として提示した。

2の本市の小・中学校における週休日の活動の事態については、はじめに各学校ではどれ位の頻度で土曜日に授業や行事をもっているか。学校の取組としては、概ね各小・中学校とも年間2～3回、学期1回程度の週休日に学校行事として実施している。いずれも振替休業として行っている。主な取組みとして授業参観、運動会、体育祭、音楽会、お祭り、フェスティバル等の学習活動や発表会など。中にはPTAが主体として行っているものもある。幼稚園はこのほかにもたくさんの園行事がなされている。父親参観日、季節ごとの諸行事など。

学校においては部活動の取組みがされてる。小中学校体育連盟等主催大会や文化系活動だが、小学校においては、サッカー部やミニバスケットボール部、吹奏楽部、合唱部が大会やコンクールやコンテストへ参加や練習試合や練習を行っている。本市の小学校の部員数はミニバス部が、小学校17校、650名、約4年生以上の在籍11%ほど。サッカー部は18校990名、やはり4年生以上の対象の18%の子どもが参加している。中学校については、ほぼ週休日には年間を通して各種大会に参加したり、練習試合や練習に参加している。定期試験期間中以外は週休日に実施している。

続きまして、学校教育とは別の社会教育、公民館や社会教育施設の主催事業の取組みだが、公民館主催事業は中央公民館のはほんの一例だが、このほかにも堀江、富岡、美浜、日の出、当代島、高洲公民館では、様々な子ども向けの講座や講習会、体験学習を実施している。中央図書館では、読み聞かせ、おはなし会を対象を幼児から高校生まで幅広く事業を展開している。視聴覚ライブラリーでは、年間を通して定期的に「子ども映画会」を実施している。

青少年館の主催事業では、青少年館自体が青少年の居場所として位置付けられており、常時小学生から高校生まで対象としたスポーツや音楽活動等の体験講座や興味関心の高い学びを内容とした講習会が実施されている。

青少年交流活動センターでは、宿泊施設を活用した、親子で学べる料理、工作活動や室内スポーツレクリエーションやゲーム大会等のユニークな講座を展開している。郷土博物館では、ふるさとうらやすの郷土に関わる歴史、地理、文化生活全般の知識の理解や、それらの体験を通じた活動が年間を通してほぼ毎週実施されている。

このほかにも市民スポーツ団体、青少年がかかわる地域のスポーツ団体、本市は大変盛んで、ここではほんの一例、少年野球とサッカーしか出していないが、ほぼ毎週のように大会等が開催されている。

続いて、教育委員会が主催している事業は、学校教育所管として、作品展、吹奏楽アンサンブル発表会、ドリームウインドウコンサート、特別支援学級合同発表会など日常の学

校生活で行っている学習活動の発表の場としている。

生涯学習の領域では、青少年文化・芸術支援事業、市民ミュージカル、浦安文化市場、うらやすまるごと親子市場、世界一行きたい科学広場の開催やジュニアオーケストラやミュージカルなどは募集した青少年を組織化し年間を通じて活動を展開している。

青少年課は子どもたちの健全育成は図るために主催している事業になるが、青少年リーダー講習会、ジュニアリーダー研修会、自然教室、キャンプ体験、夏季休業中における少年少女洋上研修、たこあげ大会などが行われている。

浦安の子どもたちは学校教育活動以外にも様々な活動に参加している。

今回、次に提案したいのは、文部科学省が土曜授業に関する検討チーム中間まとめの発表において、近年一部の地域で、授業時数の増加や保護者の地域に開かれた学校づくりの観点から設置者の判断により土曜日に授業を行う学校がみられるところや民間の世論調査等において土曜授業実施に高い支持がみられること、また、土曜日が必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在するとの指摘から土曜日の授業の実施に関する基本的方向を定めた。この中で子どもたちの成長にとって、土曜日をこれまで以上に充実したものとすることが肝心である。このため、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における学習、体験活動の機会の充実に取り組むべきである。

また、土曜授業については、学校において、子どもたちに土曜日向けの充実した学習機会の提供する方策のひとつとしてとらえ、その推進を図る。そのために設置者の判断によりこれまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うこと。

3の公立学校の休業日は、これまでの法令では学校教育法施行規則第61条、公立小学校における休業日は、次のとおりとする、ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合はこの限りでない。通常、国民の祝日に関する法律に規定する日、日曜日及び土曜日、学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定めた日がこれまでの法律であったが、今回平成25年11月29日付けで改正の通知が出され、公布の日から施行されることとなった。

4の今回の法令改正は、平成25年11月29日公布、施行となっており、公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。下線の部分が変更されたところになる。

5の改正の内容としては、設置者が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にすることとされた。併せて、土曜授業や地域における土曜日の学習、体験活動との場づくりの取組みに対する支援を充実することが示され、6の土曜日等に授業を実施する場合の留意事項が5点書かれている。(1)内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ等の状況など学校や地域の実情、児童生徒の負担等も踏まえな

がら、設置者において適切に判断される必要があること。(2) 基本理念は引き続き重要であり、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たり、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うことが期待されること。(3) 保護者や関係機関等の協力を得ながら、児童生徒の登下校の安全確保について適切な対応を図ること。(4) 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務する場合には、週休日の振替等を実行するなど適切に対応すること。(5) 子どもたちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一環として位置付けられるもの。設置者においては、土曜日等の授業のほか、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実等により、総合的な観点から子どもたちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことが期待される。という法改正がなされている。

本日は本市における子どもたちの学校外での豊かな体験活動等に大変寄与いただいている青少年に関与する諸団体の委員の皆様や特に保護者の代表の方もいるので、ご意見等いただければ、今後検討していくための参考としたい。

(会長) 資料外のことが多くて、よくわからないが・・・

(教育政策課長) 資料5の表の補足として、今日、当日こんな子どもたちの活動があるという資料を提案した。資料5裏面の方で、法改正で、週休日の土曜日についても教育委員会が必要と認める場合には、それを行ってもよいという法改正の説明をした。

(会長) 浦安市の教育委員会はどうしたいのか。

(教育政策課長) 浦安市の子どもたちが学校外での活動が充実している紹介と今日参加している方のご意見やまた活動の状況をお知らせいただき、今後、教育委員会が週休日の土曜日の活動について検討するためのご意見をいただければということで提案した。

(委員) 学校教育法施行規則61条で土曜日に授業に関する学校は公立の小学校だけなのか。

(教育政策課長) 公立の小学校だけではない。私立の場合は学則で決められている。

(委員) 中学校は関係なく、小学校だけなのか。

(教育政策課長) 小・中学校です。

(委員) この61条は抜粋か？公立小学校だけの規定か。

(教育政策課長) この後ろに中学校の法律がある。

(委員) 地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合とは教育委員会全体なのか、設置者が認める場合の設置者とは誰を指しているのか。

(教育政策課長) 特別に必要と認める場合とは教育委員会、校長が学校で判断して教育委員会に届けることになっている。また、設置者は教育委員会になる。

(会長) 設置者は教育委員会で間違いはないか。

(教育政策課長) 設置者は浦安市になる。今までも土曜日の授業については、校長の判断で行い、それを教育委員会に届けていた。そのためには、振替休業をしていた。

(委員) 聞いていて非常に解りづらいと思う。実はこの背景にあるのは、学校週5日制は10年かけて週5日制になった。それをもとに戻そうというわけではないが、土曜日をもう1回学校を使って子どもたちための受け皿づくりをしたらどうか、その背景は、保護者の方々の意向が多くあり、できるだけ土曜日でも面倒をみてほしいとのことで、文科省と国が動き、法律等や土曜日を学校の受け皿の場所にしてほしいという形の予算化も既にされている。それを確実に義務づけるのではなく、状況に応じて各市町村がやっている。浦安市においては、今の浦安の状況で学校を受け皿としてやってほしい保護者がどれ位いるか、

現在土曜日にいろいろな事業は展開されているが、そういうのを緩和した時に浦安市はどのような方向でこれから土曜授業、土曜学習をしていくのか、また少子化も考えた上で、全市あげて考えていかなければならない状況にきているということでの提案、実際、市民はどういう状況を望んでいるのか、どうすれば学校がもっと有効に活用されるのか、それとももういらぬのか。これから教育政策課でいろいろと調査を始めて、教育委員会としての構えをつくらなければならないという段階の話の提案ととらえていただければ・・・

(会長) ただこの問題はものすごく根が深くて、ゆとり教育ということで子どもたちの問題とか様々な問題が出た時に、文部科学省は土曜日休んで時間のゆとりを作ればいざらうみたい言い方で漕ぎ出した。

小中学校週5日制にした時に、特に中学の3年間、公立で行っているのと私立は土曜日休みにしていないので、授業を行っている。英単語だけで単語が千いくつ違う。

本音、そういう議論をしていかないと、学力がものすごく差がありすぎるということも原因だし、ゆとりをまた学校の授業にもっていったいいのかという大きな問題があるので、今日教育委員会のほうからこうしたいという意見がでるのかと思ったが、そうではない。それならば、できれば、もう少し資料を整理していただきたいかった。他に意見はありますか。

(委員) もし、やるとしたら、午前中だけの授業になるのか、それとも普通の日と同じ位やるのか。

(委員) それは、全部各市町村に任されている。全然やらなくてもいいし、やる場合は、月1でもいいし、月2でもいい。

(委員) 学校がそれぞれでもいいのか。

(委員) そういう方向性を出せばいい。その構えを出すのが、教育委員会になる

(委員) 土曜授業の関係については新聞等でも出ているし、これから地域の実情については対応していかなければならないと教育委員会も考えている。本日は様々な実態、実例を出しながら、こういう課題が今後本市においてもやっていかなければならないという意味合いでご理解いただきたい。

先程、教育政策課長の方から保護者の方からの要望が高いという、平成25年度の全国

学力・学習状況調査の中で、お子さんに土曜日にどのような過ごし方をしてほしいか、複数回答ですが、学校で授業を受けるというのが、小学校で36.7%、中学校で36.1%、非常に高い保護者からの声もある。小学校ではそれより高いのは習い事やスポーツ、地域の活動に参加する、これが38.7%、中学校では学校の部活動に参加する、54%。これは実態をとらえている。様々な地域支援を活用しながら、学校としてもそういった事例・データ等をみながら、これから一生懸命頑張っていきたい。

(委員) ゆとり教育と週5日制が導入されたのが、まさにうちの子どもたちが小学校に入る時、中学の世代。ほとんどのその時の教育熱心のお父さん、お母さんたちは習いごと、塾へいかせるのが中心だった。私たちはある仲間と地域がどうやって受け入れるかを考えなくてはいけないということでいろいろ考えた。今でもゆとり教育のゆがみがきているのは、中学生の学力が確かに落ちている。数学はびっくりする位落ちている。浦中では支援塾を開いて、どうしても高校へ行きたい、だけど受からない子どもたちを集めて数学だけを教えた。そのようにしないと中学校で夢がつぶれてしまう、応援をしている。この問題は根が深く、重いので、この場で話し合える問題ではないと思う。ひとつの意見として、他のところで練って話し合っしてほしい。

(会長) 支援塾はだれがやっていたのか。

(委員) 私が協議会の代表として行ってきた。

(会長) 情報交換を含めて、遠慮なく言ってほしい。

(委員) PTA連絡協議会の方が出席しているので、意見を伺いたい。

(委員) 基本的に土曜日の使い方は家庭の事情とか子どものパーソナリティによって、どれが一番いいという答えが特にあるかないかというのはよくわからない。一点だけ思うのは、これからまだ決まってないということで、たぶんPTAとかその他いろんな保護者から意見を聴取する場面があると思うが、先程も出たが、土曜日授業を復活してほしいという意見も多い、その中には、家庭の事情から預かってもらえると思えばいいという保護者の意見もあったりするが、一番重要なのは子どもにとって何が一番よいのかという視点で意見聴取の際は、土曜日あった方がいいですかとかよりも子どものために土曜日の授業開催するのは子どもの益になるかどうかということを中心に親に対して意見聴取すれば子どもの未来にとってはよいのではないかと。聞き方ひとつで親の私情が入るか入らなかったり、子どものことだけを考えて意見を言ったり、場面によって変わるので、これからもPTAの方から意見を言ったり、できれば意見交換ができたらいと思う。

(会長) 小学生に限って聞くが、小学生の土曜日の居場所はどうなっているのか。習い事？スポーツ？それ以外では。

(教育政策課長) 私の説明の仕方がよくなかったのも、まさにそれが最初の資料で、今様々な活動が公共の施設も含めていろいろなところでされているということを紹介した。民間の塾とか習い事だとかがかなりの割合で多くなっているのかなと思われる。まだそれまでの調査ができていない。

(会長) 基本的にはわかるが、それぞれ単発ですよ。一年を通して土曜日圧倒的にどこにいるのかつかんでいないのか。

(委員) そこはつかんでいない。

(会長) 学校の現場がつかんでいないのはおかしいのでは。

(委員) 格差があるのかもしれないが、新町は中学校に行くのに、公立をあまり期待していない。私立に行くのが、昔だったら50%超えた時期もあった。今でも40数%位。その点は教育現場としてはどのように考えているのか、浦安の中学校に行かせたくないという親が結構な比率でいることをどのように受け止めているのか。

(教育政策課長) 小学校の私立中への進学については、学校間の格差はある。多いところで40%、少ないところで10何%だと思います。

(委員) 浦安市内の各学校全部がそうだと思うが、子どもたちの学力の定着に関しては、それぞれの学校が子どもたちの学力の定着を一層高めたいという気持ちを強くもちながら、日々学校経営にあたっているのは確かである。ただいろいろな保護者の方々の考え方から、私は今、高洲北小学校にいるが、実態としては、私立の中学校へ進まれる方は25%から30%の間でこれまでも推移している。市内全体をみても平均して3割を超えていないのではないかと感触をもっている。本当に今お伝えしたいのは、各学校とも子どもたちの学力の定着、あるいは心の部分もそうだが、豊かな人間性を備える、しかも学力も身に付け、たくましい体力も身に着けた子どもたちを育てたいという思いで一生懸命努力を重ねている、そういう状況である。

(教育政策課長) 浦安市が小中連携一貫を進めていくのは中学校区を大事にして子どもを育てていきたいという取組みである。

(委員) 心のゆとりを持つということゆとり教育が始まり親の私としては、子ども会活動を一生懸命やらせていただいているのでそういった面があるが、ゆとり教育の真只中を小中学校、我が子は過ごした。ある意味、彼女たちは被害者という感じがある。本人たちにしてみると、私たちが望んだことではない。先程出ていたが、子どもの立場で考えてほしい。学力を学校に期待する面は大きいので、5日でもやれるのであれば、5日でやれるようにすればよいし、じゃ何でできてこなかったんだとなるが、学校に何を求めるかという、土曜日をやるという意味ですね、今まで出てきたようなことを学校でやるのであれば、ちがうかなと個人的には思う。学校で土曜日の午前中を過ごす意味を何にもってくるか、考えていただければ、そうでなければ、地域でもできてしまうようなことになるのではと思う。学校でする意味、学校で行う意味を考えていただき、なるべく多くの大人も子どもも意見をたくさん聞いていただいて、決めていただければと思う。

(会長) 私が言いたかったのは、ゆとり教育の総括をしないで進めていくのは、何の意味もない。ゆとり教育が始まって、10年になるが、ここにきて文科省は失敗だったと言わなければいけないのに、途中でいじめの問題で道徳の時間が入り、主要科目が削られて

いく中で学力がどんどん下がっていかざるをえないところが一番大きな問題。今秋田の話が出たが、この首都圏以外、大阪、中部圏以外は県立高校が主体、公立高校の価値が首都圏と地方の他県とで違いがある。浦安の場合は東京都に隣接しているので、私学の高校のレベルが非常に高いという大きな問題を抱えていることを頭に入れながら、今日は最初の問題提起なので、皆さん方の声をこれからそれぞれの会で、あるいは所属されている団体でいろいろ意見聴取いただいて、市の教育委員会になげかけてほしい。